

## 差別事象発生時の初期対応について

宇城市立当尾小学校

「人権」とは、「人々が生存と自由を確保し、それぞれの幸福を追求する権利」です。「生きていたい」「自由でいたい」「幸福でいたい」という、すべての人に共通する願いを支えるものです。

そして人権教育とは、「自分の大切さとともに、他の人の大切さを認める」という気持ちを、自然にゆっくりと子どもたちの心の中に育てていくことです。本校でも、各学年に応じた人権学習の取組を行っております。

しかしながら、社会の中では、様々な人権課題が残され、どのような場面で子どもたちが問題に向き合うかわかりません。子ども自身も十分な人権感覚が育っていない場合は、相手を深く傷つけてしまう言動をとることがあるかもしれません。

万一そういったことが起こったときに、関わった児童や保護者、関係職員に対して適切な判断の下、早急な対応が必要です。

そこで、宇城管内の小中学校では、初期対応に関するマニュアルが作られ、共通理解・実践を図るよう努めております。マニュアルに関しては、地区懇談会資料としてお配りしましたが、ホームページ上でも確認されるよう携帯版を掲載いたします。

趣旨をご理解の上、もし差別事象等が発生した場合は、学校にご連絡をいただきますようお願いいたします。

### 宇城地域差別事象に対する危機管理マニュアル(学校携帯版) 当尾小

(1) 報告…差別事象発生一児童等自校関係者一担任・人権教育主任に報告

(2) 事実確認①…担任・人権教育主任一当該児童等一事実確認

事実確認②…児童等でない場合一教頭と人権教育主任で事実確認

※差別状況の正確な聴取・把握(5W1H)

「いつ」「どこで」「だれから(だれに)」「どのような場面で」「どんな内容か」

(3) 連絡…校長・教頭に連絡(時刻、相手、場所、事実の概要)  
一状況に応じて校長は市教委等へ速報

(4) 指導…当該者が児童等の場合一児童等に対して指導

☆継続的な対応が必要な場合は、校長が方針を説明し、関係者の理解を得る。

